

公 示

公 示 第 1 4 号

令和5年6月30日改定版

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ロ 時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ハ 定額運賃

① 施設及びエリアに係る定額運賃

特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設）等を含む。）等（以下「定額運賃適用施設」という。）と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

② イベント定額運賃

イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所からイベントの開催場所との間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

③ 観光ルート別運賃

観光地における主要施設（最寄駅、主要宿泊施設等）を拠点とした名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

④ 一括定額運賃

閑散時等の需要喚起を目的として、あらかじめ利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等の条件を設定し、当該条件に応じた価格を定め、定額で複数回のタクシーの利用権を一括して設定する運賃。

二 事前確定運賃

配車アプリ（スマートフォンやタブレット端末上でタクシーの配車依頼等を行うためのアプリケーションソフトウェア）等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて別途定める方法により算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

なお、距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合において、旅客の求め又は同意（配車アプリ等の利用を通じた同意を含む。）があるときは、(6)に定めるところにより事前確定運賃を適用することができるものとする。

(3) 距離制運賃

イ 距離制運賃の適用方法

- ① 初乗距離は各運賃適用地域ごとに北陸信越運輸局長が定める距離により設定するものとする。
- ② 加算運賃は、1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入する。
- ③ 時間距離併用制運賃は、一定速度（限界速度といい、10km/Hを超えな

いものとする。)以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

- ④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。
- ⑤ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分(ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。)控除した距離で、北陸信越運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。
- ⑥ 運賃の収受に当たっては、旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。
- ⑦ 距離制運賃を設定する場合は、(4)の規定を適用して設定される時間制運賃も設定するものとする。

ロ 距離制運賃の割増

- ① 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ② 深夜早朝割増は、原則午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- ③ 冬期割増は、北陸信越運輸局長が指定する期間及び指定する地域の営業所に配置されている車両、又は当該地域を走行する車両に限り適用し、割増率は2割以内で当該地域の状況に応じて北陸信越運輸局長が定める。
- ④ 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- ⑤ 相乗り割増は、「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」(令和3年10月29日付け国自旅第297号)によるものとし、割増率は最大2割以内とする。
- ⑥ 適用方法
 - (7) 大型車割増、特定大型車割増及び相乗り割増以外の割増は、距離短縮方式とする。
 - (イ) 大型車割増及び特定大型車割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によることとし、当該合算額をメーター等に表示することとする。

(ウ) 大型車割増、特定大型車割増及び相乗り割増以外の割増については、2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）

- ① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ② 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ③ ①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の（ア）～（ウ）に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。

（ア）精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者

（イ）被爆者

原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者

（ウ）戦傷病者

戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

④ 適用方法

- （ア）公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。
- （イ）公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

ニ 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

- ① 遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものではないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。
- ② 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。
割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため、原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については

1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

④ 適用方法

(ア) 遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) 営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) 遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

(4) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

① 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

② 時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分又は10分単位とすることができるものとする。

③ 時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨てるものとする。

④ 当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定することができるものとする。

⑤ 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をするものとする。

⑥ 運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合には、時間制運賃のみを設定することができるものとする。この場合にあつては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えないものとする。

ただし、個人タクシー事業者にあつては、その事業特性に鑑み、時間制運賃のみを設定することはできないものとする。

ロ 時間制運賃の割増

① 時間制運賃には、運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）及び料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しないものとする。

② 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。

③ 割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によるものとする。

る。

ハ 時間制運賃の割引

① 公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

② 営業的割引

(7) (3)ニのうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) 割引の種類については、(7) 及び以下に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

a 特定時間帯割引

需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引。

b 長時間割引

一定の時間を超える長時間の配車予約があった場合の運賃の割引。

③ 適用方法

(7) ①の割引は、イにより算出された時間制運賃額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) ②の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) ①及び② (②(7)において準用する(3)ハを含む。) の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び② (②(7)において準用する(3)ハを含む。) の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

(5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃

① 定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、概ね3,000円に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。

② 運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引を含むものとする。以下同じ。)の額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、

端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ③ 定額運賃適用施設は、事業者の申請に基づき設定することができることとするが、恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものとする。
- ④ 定額運賃を適用する一定のエリアは、営業区域の単位として北陸信越運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、営業区域、行政区画、道路、河川その他の明確な区分により設定するものとする。当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、地域の輸送実態その他の事情により北陸信越運輸局長が別に定めるところによることができるものとする。
- ⑤ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑥ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑦ 定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ロ イベント定額運賃

- ① イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送に適用する場合に設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離に対応した通常の距離制運賃によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ③ 実施に当たり、イベント主催者等との連携、旅客への案内等の対応について、十分な方策を講じるものとする。
- ④ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑤ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等

利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

- ⑥ イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定については、「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」（平成8年6月21日付け自旅第105号）によるものとする。

二 一括定額運賃

- ① 複数の適用地点又はエリアの間（一のエリア内を含む。）で行われる反復・継続的な運送需要に対して設定できるものとし、運送の申込みに対して円滑に対応するため実働車両数に比して過剰に利用権を販売することにならないよう一定期間あたりの販売数に上限を定めるものとする。

- ② 適用条件は、利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等について、①の運送需要に応じて定めるものとする。

- ③ 運賃の額は、①の運送需要及び②の条件を踏まえて、距離制運賃（割増及び遠距離割引を含むものとする。）に基づき、過去の実績等を参考に平均的な額を算出するものとする。なお、時間制運賃によることも差し支えない。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ④ 割引率を1割以下とする割引については、申請における原価計算書の提出を不要とする。

- ⑤ 利用回数の上限を定めない乗り放題については、損失が発生した場合の地方公共団体等の第三者による補填が保証される場合又は実証実験の結果等により損失がない又は軽微であることが立証される場合に認めるものとする。この場合において、原価計算書の提出は不要とする。

④以外の割引についても同様とする。

- ⑥ 需給の逼迫により運送の申込みに対する円滑な配車が困難であると見込まれる地域又は時間帯においては、一括定額運賃は適用できないものとする。また、供給不足のおそれがあると北陸信越運輸局長が判断する申請については、認可に1年以下の期限を付

すこととする。

- ⑦ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑧ 定期的に実施状況を北陸信越運輸局長に報告するものとする。

ホ その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

(6) 事前確定運賃

事前確定運賃（需給に応じて事前確定運賃を設定するものを含む。）の要件及び適用方法その他の取扱いについては、平成31年4月26日付北陸信越運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」によることとする。

2. 料金

(1) 料金の種類

料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とする。

(2) 料金の適用方法

イ 待料金

- ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- ② 待料金の額は、加算運賃額とする。

ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に次のいずれかを適用するものとする。なお、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

- ① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するもの及び需要に応じて料金を設定するものを含む。）

需要に応じて料金を設定する場合において、1回ごとの上限の額は、初乗運賃額又は認可済みの定額の迎車回送料金のうちいずれか低額な方（以下「基準料金額」という。）にその3倍増の額を加えた額までとすることとし、定額の場合の金額よりも高額となる場合には、配車対象となる車両の範囲を拡げるなどにより、配車能力を高めることとする。また、運送需要等を踏まえて一定期間における平均の迎車回送料金の額が

基準料金額と一致するよう変動させるものとし、定期的実施状況を北陸信越運輸局長に報告することとする。

変動の仕組み（例：平日の〇時～〇時は〇円、それ以外は〇円など）についてあらかじめ事業者の営業所・ホームページ、車内、配車アプリ等において利用者に分かりやすく周知するものとする。

- ② 発車地点より実車扱い（タクシメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。

ハ サービス指定予約料金

- ① サービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。
- ② 時間指定配車料金は、予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用する。
- ③ 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。
- ④ サービス指定予約料金の額は、1車両1回ごとの定額とする。

ただし、「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合は、②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみを収受するものとする。

ニ その他の料金

その他の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分又は北陸信越運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。（区分及び基準は別表のとおりとする。）

4. その他

「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について」（平成18年9月25日付け国自旅第170号）の記Ⅱ. 1. ②で例示するケア運賃については、事業者の申請に基づき、既に認可を受けている（認可を受けようとしている場合を含む。以下同じ。）運賃を上限として一定の幅で運賃を設定することができるものとする。

この場合において、一定の幅で運賃を設定するに当たっては、既に認可を

受けている運賃を上限（最高運賃）とし、適用する運賃の最低となる運賃を下限（最低運賃）として取り扱うものとする。

附 則（平成14年7月1日付け公示第14号）

- (1) この公示は、平成14年7月1日から適用する。
- (2) 1(3)口、2(2)イ・ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として北陸信越運輸局長が定める地域において普通車の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。
- (3) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月17日付け公示第88号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成14年7月22日付け公示第40号で一部改正）

この公示は、本日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成16年9月30日付け公示第74号で一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。ただし、3に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。
- (2) 改正後の規定の適用の際現に大型車に区分されている車両であって、改正後の3の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。

附 則（平成18年9月29日付け公示第68号で一部改正）

改正後の規定は、平成18年10月10日以降に申請のあったものから適用する。ただし、3に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。

附 則（平成18年11月8日付け公示第86号で一部改正）

- (1) 改正後の規定は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- (2) 1(3)口、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として北陸信越運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては、地域の実情に応じて定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。（以下同じ。））の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ、次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附 則（平成 19 年 10 月 31 日付け公示第 78 号で一部改正）

(1) 改正後の規定は、平成 19 年 10 月 31 日以降に処分するものから適用する。

(2) 1 (3) 口、3 については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として北陸信越運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては、地域の実情に応じて定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。）の時から適用できるものとし、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ、次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日付け公示第 143 号で一部改正）

(1) 改正後の規定は、平成 20 年 3 月 14 日以降に処分するものから適用する。

(2) 1 (3) 口、3 については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として北陸信越運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては、地域の実情に応じて定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。）の時から適用できるものとし、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ、次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日付け公示第 30 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 21 年 6 月 30 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日付け公示第 66 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 21 年 10 月 1 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 22 年 9 月 1 日付け公示第 46 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 22 年 9 月 1 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 24 年 11 月 19 日付け公示第 64 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 24 年 11 月 19 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 27 日付け公示第 92 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 26 年 1 月 27 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 26 年 9 月 25 日付け公示第 44 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日付け公示第 66 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 27 年 12 月 24 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日付け公示第 10 号で一部改正）

改正後の規定は、平成 31 年 4 月 26 日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和元年 8 月 30 日付け公示第 38 号で一部改正）

改正後の規定は、令和元年 8 月 30 日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和元年 12 月 13 日付け公示第 71 号で一部改正）

改正後の規定は、令和元年12月13日以降に処分するものから適用する。
附 則（令和2年11月30日付け公示第42号で一部改正）
改正後の規定は、令和2年11月30日以降に処分するものから適用する。
附 則（令和3年11月1日付け公示第48号で一部改正）
改正後の規定は、令和3年11月1日以降に処分するものから適用する。
附 則（令和4年8月25日付け公示第42号で一部改正）
改正後の規定は、令和4年8月25日以降に処分するものから適用する。
附 則（令和5年5月26日付け公示第10号で一部改正）
改正後の規定は、令和5年5月26日以降に処分するものから適用する。
附 則（令和5年6月30日付け公示第25号で一部改正）
改正後の規定は、令和5年7月1日以降に処分するものから適用する。

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟県A地区、新潟県B地区、長野県A地区、
長野県B地区、富山県富山地区、石川県金沢地区、
石川県石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。</p>

備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。 3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。
----	---